

小笠原村育児休業代替 任期付職員採用選考要項(保健師)

令和4年3月14日

小笠原村

育児休業代替任期付職員とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度にあらかじめ任期を定めて採用する職員です。

任期が定められていること以外は、勤務条件(勤務時間、休暇、服务等)について、原則として任期の定めのない常勤職員と同様です。

1. 選考の職種、選考区分等

職種	選考区分	職務内容	採用予定人員	採用後の配属先
保健師	大卒程度	保健師業務	1名	本庁又は事業所 (父島又は母島)

2. 受験資格

保健師免許を有している方。

(身体障害者 手帳の交付を受けている人で、介護者なしで職務の遂行が可能な人を含みます。)なお、日本国籍を有しない人は受験できません。

*以上にかかわらず、地方公務員法第16条により次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2)小笠原村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3)日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 受験申込手続

(1)持参による場合

- ①受付期間 随時(9:00~12:00、13:30~17:00)
ただし、土日・祝日は受け付けません。
- ②提出書類 ・採用選考申込書
- ③提出先 ・小笠原村役場総務課総務係(東京都小笠原村父島字西町)
・小笠原村役場母島支所(東京都小笠原村母島字元地)

・小笠原村東京連絡事務所
(東京都港区海岸 1-12-2 竹芝客船ターミナル 2 階)

(2) 郵送による場合

① 受付期間 随時

② 提出書類 「(1) 持参による場合」と同じ

* 封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください

* 書留(簡易書留)によらない事故については責任を負いません

③ 送付先 〒105-0022

東京都港区海岸 1-12-2 竹芝客船ターミナル 2 階

小笠原村東京連絡事務所

* 村内にお住まいの方は役場あてに郵送してください

なお、応募書類は返却いたしません。

(3) 受験票の交付

持参申込・郵送申込の場合ともに郵送します。

申込受付後、口述試験の日程調整後に送付します。

4. 選考

(1) 選考方法

口述試験(主として人物及び専門知識についての面接)

(2) 日時

申込受付後、個別調整いたします。

(3) 会場

小笠原村役場(東京都小笠原村父島字西町)

又は小笠原村東京連絡事務所

(東京都港区海岸 1-12-2 竹芝客船ターミナル 2 階)

集合時刻及び会場などの詳細は、受験票に記載してお知らせします。

5. 合否の決定及び発表

決定方法	口述選考及び資格調査等の結果を総合的に判定し、決定します
合格発表	選考日から2週間以内

合否にかかわらず、本人あてに通知します。

6. 採用の時期及び任期

(1) 採用の時期

個別調整の上、随時(令和4年5月以降)

(2) 任期

任期は概ね2年程度を予定していますが、育児休業を取得する職員の育児休業申請期間(おおよそ1年から3年の範囲)に応じて、採用時に決定されます。

育児休業の取得状況により採用されないこともあります。

7. 勤務条件

(1) 給与

給与諸規定による。

(2) 勤務時間

午前8時から午後5時15分まで(午後0時から1時30分まで休憩)。土曜日、日曜日、祝日は休みとなります。

(3) 休暇

年次有給休暇、特別休暇(慶弔等)などがあります。

8. 募集の終了

採用者が決定次第、募集を締め切ります。

この選考についての問合せ先

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

小笠原村総務課総務係 TEL04998-2-3111